

JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

検定協会だより

令和 8 年 6 月 第 546 号





令和8年6月号

<https://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

- 1 「静岡地域の安全・安心を未来へつなぐ消防」を目指して
静岡市消防局長 成澤 央久

随想

- 4 検定制度と検定協会 第11回
～ガス系消火設備の変遷と駐車場の消火設備～
元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学） 小林 恭一

協会情報

- 13 令和7年度の検定業務を振り返って
警報設備部
消火・消防設備部
- 21 令和8年度 予防技術講習会の開催について
企画研究部 企画研究課
- 22 煙感知器感度試験機について
警報設備部 感知設備課

お知らせ

- 26 有効期限を経過した受託評価品目
- 27 協会通信・業界の動き
- 31 新たに取得された型式一覧
- 33 検定・性能評価・受託評価数量（令和8年5月）

巻頭のことば

「静岡地域の安全・安心を 未来へつなぐ消防」を 目指して

静岡市消防局長
成澤 央久



はじめに

静岡市消防局は、明治22年4月の公設静岡市消防組の創設を契機として、これまでの時代の流れとともに変遷を繰り返してきました。平成15年に旧静岡市と旧清水市が合併し新「静岡市」が誕生。平成17年には全国14番目の政令指定都市となり、消防組織として規模が拡大してきました。さらに、平成18年に蒲原町、平成20年に由比町が、ともに静岡市に編入合併した後も、機構改正等を重ねてきました。平成28年4月から、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町の2市2町が、消防団及び消防水利を除く消防事務を静岡市に委託する形で、3市2町での消防広域化をスタート。令和8年4月、消防広域化10年経過を迎え、これまでの取組の評価、社会情勢などの現況と課題を踏まえ、2035年度末までの新たな静岡地域広域消防運営計画を策定し、『静岡地域の安全・安心を未来へつなぐ消防』を目指しています。

管内の地域特性と消防局の組織体制

静岡市消防局が管轄する「静岡地域」は、静岡県の中央部に位置し、南は水深2,500mの駿河湾、北は3,000m級の山々が連なる南アルプスの山岳地帯に至る、海・山・河川を併せ持つ多様な地理的特性を有する地域で、面積は約2,350km²に及ぶ広大な区域です。駿河湾沿岸部の港湾・工業地帯から、南アルプス系の中山間地域、山間集落まで地形の起伏が大きく、津波・地震・土砂災害・林野火災・水害など、多様かつ複合的な災害リスクを内包しています。また、安倍川や大井川といった一級河川が流域を形成しており、台風や集中豪雨時には風水害対応も重要な課題となっています。

都市構造の面では、政令指定都市・静岡市を中心に、官公庁街、商業施設、住宅地が集積する都市部と、人口密度の低い中山間・沿岸地域が混在しており、地域特性に応じ

検定協会だより 令和8年6月

た消防・救急・救助体制の構築が求められています。特に都市部では救急需要が高く、一方で山間部では長距離搬送や悪条件下での救助活動への対応が不可欠です。

さらに、東名高速道路・新東名高速道路、中部横断自動車道、国道1号、東海道新幹線、東海道本線といった日本の大動脈が通過するほか、清水港、富士山静岡空港を擁し、陸・海・空の交通・物流インフラが集中するエリアでもあります。これにより、大規模事故や交通災害、危険物災害への対応も重要な任務となっています。

加えて、清水港周辺には石油コンビナート等特別防災区域が存在し、近隣地域には大規模エネルギー関連施設も立地するなど、産業基盤と住民生活が近接して存在する地域構造を有しています。

静岡市消防局は、令和8年4月現在1局・1室・2部・8課、9消防署・1分署・24出張所の組織体制で、自然環境・都市機能・産業インフラが高度に融合した多様性の高い地域での、平時・災害時を問わず、柔軟で高度な消防力で、消防行政の円滑な遂行に努めています。

消防広域化10年間の取組と評価

第1に、災害出動体制の強化として、4つの消防本部を統合し119番受信業務を一元化しました。これにより、消防総合情報システム運用での現場到着時間の短縮化が図られました。また、消防ヘリコプターや特殊部隊等の消防力を早期に出動させる体制を構築し、効果的な災害対応が可能となりました。第2に「静岡市消防局研修計画」を策定し、職員が計画的に研修を受講する体制を整備しました。これにより、職員の専門性及び現場対応力の継続的な向上が図られています。第3に、スケールメリットを活かし、装備・資機材の整備や運営面において効率的な財政運営が図られました。

現況と課題

第1は人口が大幅に減少し今後も更に進んでいくことが推察され、それに伴う財政状況の悪化が懸念されます。第2に救急需要は予想を上回る速度で増加を続けており、2035年までは増加傾向が持続すると見込まれています。そのため、増加する救急需要、南海トラフ地震の切迫性を考慮し、限りある消防力をより効率的に運用する消防・救急体制を確保する必要があります。また、消防法令違反に対する是正指導を強化し立入検査等における指導体制を確立し、防火管理の一層の徹底を図るなど、予防体制の強化を進める必要があります。さらに、活動中の事故に対する「再発防止の推進」と「組織風土の改善」のため、各種施策・取組を継続して、地域住民から信頼される組織となるた

めの組織改革を進める必要があります。最後に、人口一人当たりの消防費の増加を抑え、静岡地域が一体となって財政運営の効率化に努める必要があります。

消防広域化の円滑な運営確保

そこで、目指す消防の姿を『静岡地域の安全・安心を未来へつなぐ消防』とし以下の基本理念と取組を進め、円滑な運営の確保に努めていきます。

- 1 「迅速的確な災害対応ができる消防・救急体制の確保」として、令和8年4月から条例定数を12名増員し、1出張所の増設、指揮隊及び日勤救急隊の増隊、一部兼務隊の解消をしたほか、更新した消防総合情報システムや消防ヘリコプターの適切かつ効果的運用を進めていきます。
- 2 火災被害を軽減させる予防体制の強化として、「攻めの査察」をキャッチフレーズにカラー用紙を使用した行政指導文書の発送等による法令違反対象物の是正推進と許可・申請・届出等のDX化を進めます。
- 3 安全文化を醸成する組織風土の構築として、深夜勤務の見直しや女性活躍推進などの働き方改革を推進していきます。
- 4 全体コストの縮減に向けた一体的な財政運営として、消防救急デジタル無線の更新や車両更新に係る計画の見直し、非常備消防施設の統廃合等を進めていきます。

おわりに

これらの施策を進め、『静岡地域の安全・安心を未来へつなぐ消防』を目指していきますが、これまでの市町村合併や消防広域化の経緯に伴う消防署間の消防力の格差解消や、社会環境の変化に応じた柔軟な組織改編なども検討するとともに、静岡地域が東西に分断されている状況を踏まえ、更なる消防広域化による地理的な課題解消による現場到着時間の短縮、初動体制や応援体制の充実強化について、今後も継続的な検討を進めていきます。

結びに、日本消防検定協会の益々の御発展と、全国の消防防災分野に御尽力いただいている皆様方の益々の御健勝と御多幸を祈念し、巻頭のことばとさせていただきます。

検定制度と検定協会 第11回 ～ガス系消火設備の変遷と 駐車場の消火設備～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小 林 恭 一



本講では、ガス系消火設備の変遷について、ハロン系消火設備の盛衰を中心に、駐車場の消火設備との関係などを含めて解説します。

消防法令におけるガス系消火設備の変遷

消防法令上の消火設備は、消防法施行令（以下「消令」）第7条第2項第二号～第十号に列記されています。そのラインアップは昭和36年（1961）3月の消令制定当時から大筋では変わらず、大きく水系、ガス系、粉末系に分けられますが、ガス系については、ハロン系の消火設備の盛衰に伴って、表1のように変化して来ました。

表1 ガス系消火設備の名称と消火剤の変遷（消令第7条、消則第20条）

消令第7条に規定する 消火設備の名称		窒息消火			連鎖反応抑制消火		特筆すべき事項
和暦	西暦	不燃性ガス 消火設備	二酸化炭素 消火設備	不活性ガス 消火設備	蒸発性液体 消火設備	ハロゲン化 物消火設備	
昭和36年4月	1961	不燃性ガス (二酸化炭素)			蒸発性液体 (ハロン2402)		消令制定時
昭和50年1月	1975		二酸化炭素				大洋デパート火災を契機とした消令・消則改正
昭和62年9月	1987					ハロン1211 ハロン1301 ハロン2402	モントリオール議定書による特定ハロン生産禁止
平成6年6月	1994						オゾン層保護法による国内での特定ハロン生産禁止
平成13年4月	2001			二酸化炭素 窒素 IG-55 IG-541		ハロン1211 ハロン1301 ハロン2402 HFC-23 HFC-227ea	代替ハロンをガス系消火設備に追加
平成22年8月	2010					ハロン1211 ハロン1301 ハロン2402 HFC-23 HFC-227ea FK-5-1-12	

（東京理科大学火災科学研究所センター「消防法令改正経過検索システム」により作成）

検定協会だより 令和8年6月

ハロン1301の登場

消令制定当初のガス系消火設備の消火剤は、「不燃性ガス消火設備」に二酸化炭素が用いられ、「ガス系」とは言えませんが「蒸発性液体消火設備」にハロン2402が用いられていました。その後、昭和40年代にハロン1211とハロン1301が危険物施設などで用いられるようになりました。昭和48年（1973）10月には、消火器及び消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令が改正され、ハロン1211とハロン1301が消火器用消火薬剤として検定対象になりました。また、その時、それまでの「二臭化四フッ化エタン」などという呼称が「ハロン2402」などという呼称に統一されるとともに、「ハロゲン化物消火器」という呼称も定められました。

ハロン1301は、その性能が優れていたため、千日デパートビル火災を契機とした消令及び消防法施行規則（以下「消則」）の大改正（昭和50年（1975）1月施行）の際に、消令第7条及び消則第20条が改正されて、消火剤として追加されました。ハロン1211とハロン1301は常温常圧では気体ですので、この時、「蒸発性液体消火設備」は「ハロゲン化物消火設備」と名称変更されました。

特にハロン1301は、消火能力が極めて高い上に人体危険性が少なく、価格も手頃で設置しやすいため、この改正を契機として大量に使われるようになりました。

オゾン層保護のため特定ハロンが生産禁止に

ところが、しばらくするとフロンガス（ハロンもその一種）がオゾン層を破壊することが世界的に大きな問題になり、フロンガスの使用削減や生産禁止について、国連で議論されるようになりました。

そしてついに、昭和60年（1985）3月に、オゾン層の保護を目的とする国際協力のための基本的枠組を作る「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が採択され、さらに昭和62年（1987）9月に、同条約の下で、オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、当該物質の生産、消費及び貿易を規制して人の健康及び環境を保護するための「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択されました。日本では、同条約を履行するため、昭和63年（1988）に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（以下「オゾン層保護法」）が制定され、平成元年（1989）7月からオゾン層破壊物質の生産及び消費の規制が開始されました。

オゾン層を破壊するおそれの高い特定ハロン（ハロン1301も含まれる）については、オゾン層保護法により国内生産や輸出入が禁止され、使用についても制限されることになりました（平成6年（1994））。

このような一連の経緯の中で、消防庁では、平成3年（1991）8月に予防課長・危険物規制課長（当時）連名で、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」という通知¹⁾（以下「ハロン抑制通知」）を出しています。

ハロン1301代替消火剤

ハロン1301は極めて優れた特性を持った消火剤であるため、その制限が俎上に上がり始めた頃から、その代わりとなる消火剤の開発競争が世界中で始まり、オゾン層破壊係数の小さいハロン（HFC-23、HFC-227ea）の他、比較的人体危険が少ないIG-55（窒素50%、アルゴン50%）、IG-541（窒素52%、アルゴン40%、二酸化炭素8%）などが開発されました。

これを踏まえ、平成13年（2001）4月施行の消令第7条及び消則第20条の改正で、「不活性ガス消火設備」の消火剤にIG-55、IG-541及び窒素ガスが加えられ、ハロゲン化物消火設備の消火剤（以下「ハロン系消火剤」）にはHFC-23、HFC-227eaが加えられました。ハロン系消火剤としては、さらに平成22年（2010）8月にFK-5-1-12が加えられています（表1参照）。

ハロン1301代替消火剤として開発されたこれらの消火剤は、残念ながらハロン1301の優れた性能（特に消火能力）を完全に代替することは出来ておらず（図1参照）、二酸化炭素消火設備の誤放出事故につながっています。

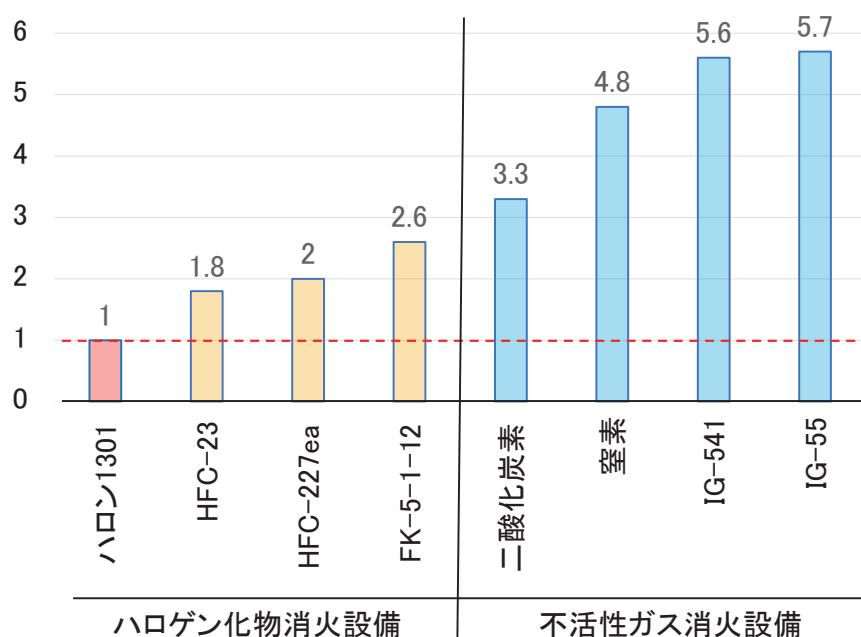


図1 ガス系消火設備の消火能力比較

（同条件でガス系消火設備を設置した場合に必要なポンペの数をハロン1301を1として比較した図）
（消防環境ネットワークのデータにより作成）

ハロン1301は全く使用できないのか

ハロン1301に代わる消火剤を開発することは難しく、直ちに使用を禁止して廃棄することが難しいため、先進国は平成12年（2000）7月末までに、ハロンの排出削減及び使用の全廃を含む「国家ハロンマネジメント戦略」をそれぞれ策定し、UNEP（国連環境計画）のオゾン事務局に提出することが求められました。このため、日本では環境省、消防庁等の9省庁が協議して、日本版「国家ハロンマネジメント戦略」としてとりまとめました。

日本では、消火設備・機器等の消火剤として、大量（平成12年（2000）1月現在、約19,000トン）のハロンが非軍事用の防火対象物や危険物施設などに設置されていたため、消防庁を中心に平成5年（1993）に「ハロンバンク推進協議会（平成18年（2006）NPO法人「消防環境ネットワーク」と改称）」が設立され、いち早くハロンの適正な管理、回収・再利用、リサイクルハロンの活用による必要量の供給等を行っていました。この活動は適正かつ円滑に行われていたため、平成8年（1996）にアメリカ環境保護庁から「オゾン層保護賞」を、平成12年（2000）には日本でもオゾン層保護大賞「環境庁長官賞」を受賞しています。

日本版「国家ハロンマネジメント戦略」では、このハロンバンク推進協議会の実績を中心に据えて日本の方針とし（平成12年（2000）7月）、国際的な合意を得ています。

同戦略では、不要・余剰となったハロンは、無害化（破壊）のうえ廃棄することとしていますが、ハロンの破壊は技術的に難しく費用がかかるため、所有者に廃棄義務を課すと故意に放出されてかえってオゾン層の破壊を進行させることにもなりかねません。ハロンはこれ以上生産できない貴重な戦略物資でもあるため、現在設置されているハロンを出来るだけ長く使い回していく方が賢明だと考えられます。

このため、消防庁では、平成13年（2001）5月、クリティカルユース（必要不可欠な分野における使用）の分野を明確にし、この分野については状況に応じてハロン1301などが設置できること、必要な量についてはハロンバンク推進協議会のリサイクルシステムによって供給することなどを示して、円滑に使い回しができるよう通知しています²⁾。その後、同通知の趣旨が風化してハロン1301が余剰気味になって来たため、平成26年には同通知を改定し、更なる明確化と趣旨の徹底を図っています³⁾。

駐車場に適応する消火設備

表2は、消令第13条から、消火設備の設置義務のある駐車場と、駐車場に適応する消火設備の変遷を整理したものです。

設置対象は、当初は令別表第一（13）項イに掲げる防火対象物（車庫又は駐車場）だけでしたが、昭和40年代（1965-74）に自動車台数もビルの数も急増し、その附置義務駐

表2 駐車場に適應する消火設備（消令第13条）

施行年月日		設置対象		設置できる消火設備
和暦	西暦	対象となる 令別表第一 の用途	要件	
S36.4.1～ S49.12.31	1961～ 1974	(13) イ（車 庫又は駐車場）	駐車場部分の床面積が地階又は2 階以上は200㎡以上、1階は500 ㎡以上	水噴霧消火設備、泡消火設備、不 燃性ガス消火設備（二酸化炭素 消火設備）又は粉末消火設備
S50.1.1～ 現在	1975～ 現在	令別表第一に掲 げる防火対象物 の駐車場部分	駐車場部分の床面積が地階又は2 階以上は200㎡以上、1階は500 ㎡以上、屋上部分300㎡以上	水噴霧消火設備、泡消火設備、二 酸化炭素消火設備（平成13年 （2001）4月以降「不活性ガス消 火設備」）、ハロゲン化物消火設 備又は粉末消火設備
			機械式駐車場で収容台数10台以 上	

車場（駐車場法に基づきビルに設置することが義務付けられている駐車場）も急増したため、昭和50年（1975）1月に令別表第一に掲げる全用途の防火対象物の「駐車場部分」に拡大されました。

駐車場に設置できる消火設備は、表2で見ると、当初は4種類でしたが、昭和50年（1975）1月に「ハロゲン化物消火設備」が加わって5種類となっています。

なお、この直後の昭和51年（1976）1月に、泡消火薬剤が検定対象に加わっています（消令第37条第一号の二（当時））。

何故スプリンクラー設備でなく水噴霧消火設備なのか

諸外国で駐車場の消火設備として普通に使われているスプリンクラー設備が表2に入っていないのは何故でしょうか？

私は、その理由は、昭和36年（1961）当時、駐車場は相当火災危険の高い防火対象物だと考えられていたためではないか、と推測しています。図2は自動車10万台当たりの出火率を見たものですが、当時は現在より自動車台数が桁違いに少なかったにもかかわらず車両火災件数はむしろ多く、出火率は現在の25倍にもなっています。また、自動車の安全技術も今より格段に低かったため、衝突事故などで火災になった場合には漏洩したガソリンに着火して拡大することなども頻繁にあったものと推測されます。そのような「危険な」自動車を多数収容する車庫や駐車場に設置される消火設備は、その危険性に見合ったものとする必要があると考えるのは当然だと思います。

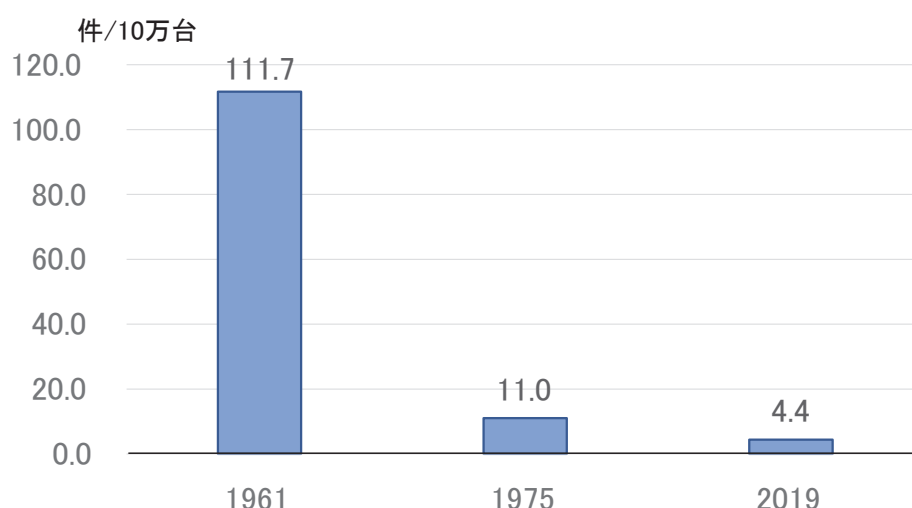


図2 自動車10万台当たり火災件数（昭和36年（1961）、昭和50年（1975）、令和元年（2019））
消防白書及び全国の自動車保有台数の推移（国土交通省）より作成

駐車場にスプリンクラー設備を設置した場合、延焼抑制はできますが、車内やボンネット内の火災を消火し切ることはできませんので、最後は消防隊が駐車場空間に進入して消火しなければなりません。この時、床に流出したガソリンが燃焼し、スプリンクラー設備の消火水に乗って拡大するようなことがあると、延焼危険が高くなり消火活動も極めて困難になります。私は、スプリンクラー設備が駐車場用消火設備として採用されなかった理由はそこにあるのではないかと推測しています。結果的に、駐車場に適応する消火設備として列記されているのは、火災車両を消火剤で包み込むようにして消火する設備だけだからです。

スプリンクラー設備類似の消火設備として、当初から水噴霧消火設備が採用されています。これは、今のウォーターミストにあたる消火設備で、大量の水を霧状にして噴射し、火災車両を霧で包み込んで、窒息効果と冷却効果によって消火するものです。類似のもの（Water Mist Fire Protection Systems）が1940年代にアメリカでフェリーなど特殊用途の消火設備として導入されていた⁴⁾ということなので、名前から見ても、これをもとに基準化したのではないかと考えられます。

当時の消則第17条を見ると、 $10\frac{\text{リットル}}{\text{分}} \cdot \text{m}^2$ （昭和39年（1964））に $20\frac{\text{リットル}}{\text{分}} \cdot \text{m}^2$ に強化）

以上の水を噴霧し、この水を排水するため床面の勾配（2/100以上）、排水溝、消火ピットを義務化するなど、駐車場本体にかなり大がかりな仕様を要求しています。燃えたガソリンが水に乗って拡大しないよう、排水溝から消火ピットに導いて、そこで燃えているガソリンは消火器などで消火しようという考え方だと思います。当時、消火設備の設置義務が課せられていたのは専用の駐車場ビルだけで、数も少なかったため、このような大がかりなシステムでも違和感がなかったのだと思いますが、工事費がかかるため、結局あまり普及しなかったようです。

駐車場の急増とハロン1301

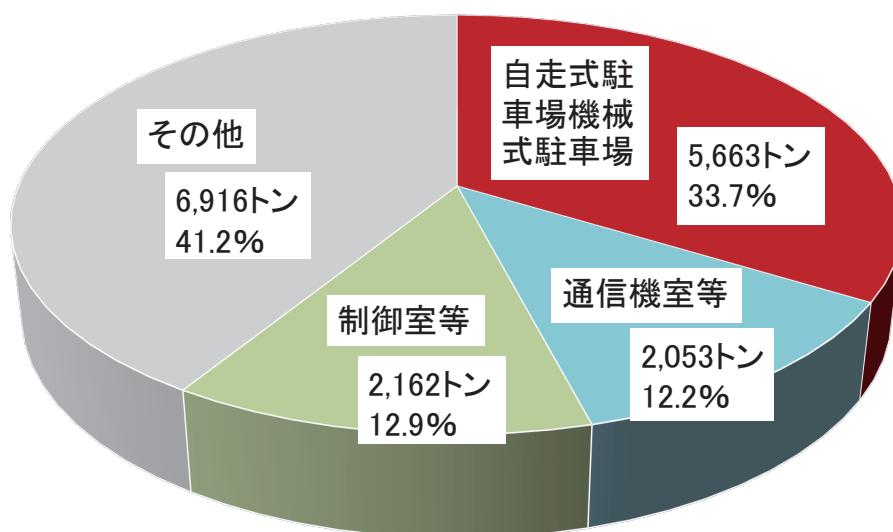
昭和50年代（1975～1984）に駐車場の数は60万台前後から120万台前後まで2倍以上に増加しましたが、そこに用いられた消火設備の種類ごとの設置数は、調べた限りではわかりませんでした。

図3は、令和7年（2025）のハロン1301の設置量です。日本は総量16,794トンで世界のハロン1301の保有量の4割以上を占めており、そのうち34%が駐車場に使われています。その多くは、ハロン1301が駐車場用消火剤として認められた昭和50年（1975）から使用抑制通知が出された平成3年（1991）までの間に設置され、又はその後使い回されたものだと考えられます。

一方、令和3年（2021）時点で全国に設置されている二酸化炭素消火設備は14,885件あり、そのうち9,437件（63%）が駐車場に使われています⁵⁾。これも相当な量ですが、二酸化炭素消火設備の設置年別設置数（図4 駐車場に限らない）を見ると、昭和50年（1975）～平成3年（1991）の比率が低くなっていることがわかります。

これらの資料と「駐車場において発生した火災事例一覧」⁶⁾及び関係者の話などを総合して、私は、この間の状況は、以下のようなことではなかったか、と推測しています。

即ち、自走式駐車場用消火設備の主役は泡消火設備ですが、駐車場数が急増した昭和50年（1975）～平成3年（1991）には、機械式駐車場が急増し、ここにハロゲン化物消火設備（ハロン1301）が大量に使われるようになりました。その後、ハロン1301の使用抑制が始まると、機械式駐車場には、消火対象施設への影響、設置費用、設置スペース等を勘案したガス系消火設備の有利性から、二酸化炭素消火設備が使われるようになったのではないか、ということです。



日本のハロン1301の保有量(2025年12月) 16,794トン
 (世界のハロン1301の保有量(2018年) 37,750トン)³

図3 ハロン1301(1211, 2402含む)の設置箇所別設置量(2025年12月末)
 ハロン等抑制対策に関する報告書(令和7年度) ハロン等抑制対策連絡会

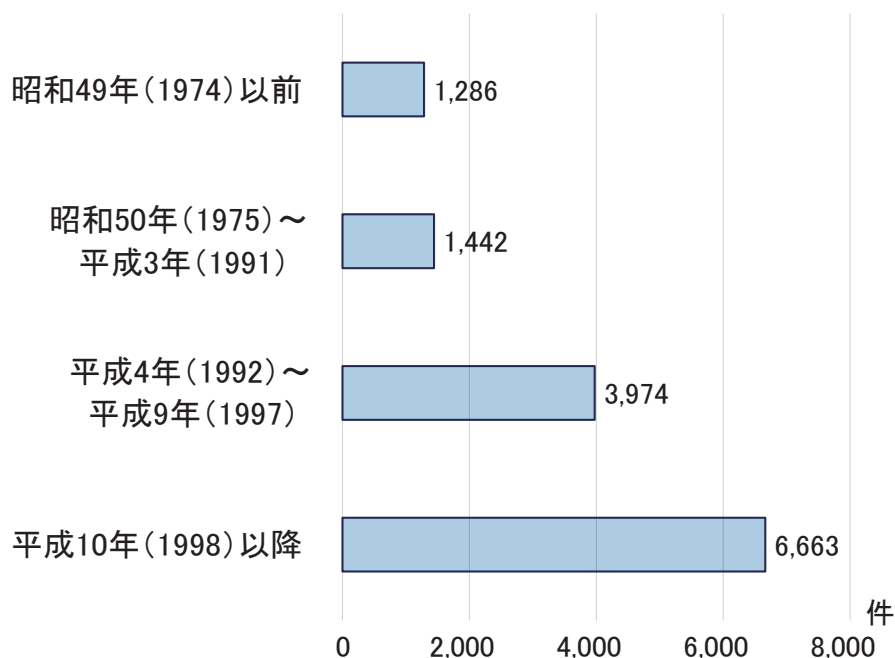
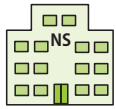


図4 二酸化炭素消火設備の設置年別設置数(令和3年4月30日現在 n=14,885)
 (二酸化炭素消火設備の設置状況等に係る実態調査の結果について(消防庁 令和3年度第2回特殊消火設備の設置基準に係る検討部会資料)より作成)

検定協会だより 令和8年6月

(参考)

- 1) 平成3年8月16日付け消防危第88号・消防予第161号消防庁予防課長・危険物規制課長通知「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」
- 2) 平成13年(2001)5月16日付け消防予第155号・消防危第61号 消防庁予防課長・危険物保安室長通知「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」
- 3) 平成26年(2014)11月13日消防予第466号・消防危第261号 消防庁予防課長・危険物保安室長通知「「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」の一部改正について」
- 4) NFPA750 (Standard on Water Mist Fire Protection Systems)
- 5) 二酸化炭素消火設備の設置場所(令和3年(2021)4月30日現在 n=14,885), (二酸化炭素消火設備の設置状況等に係る実態調査の結果について(消防庁 令和3年度(2021)第2回特殊消火設備の設置基準に係る検討部会資料))
- 6) 駐車場において発生した火災事例一覧(消防庁令和元年度(2019)第3回特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会資料)



令和7年度の検定業務を振り返って

警 報 設 備 部
消火・消防設備部

はじめに

令和7年度における検定業務の型式試験、型式変更試験の申請状況及び型式適合検定の申請状況は、以下のとおりとなりました。受託評価業務については、次号にてご紹介いたします。

1. 申請状況の概要

区 分	申請件数 又は個数
型式試験	101
型式変更試験	20
型式適合検定	23,441,499

2. 検定業務

2-1 型式試験・型式変更試験

(1) 消火器

- ・申請件数は20件で、前年度は9件でした。
- ・不合格は1件で、前年度は4件でした。

不良内容

充てんした消火剤に接触する部分に耐食加工が施されていない（1件）

(2) 消火器用消火薬剤

- ・申請件数は0件で、前年度は3件でした。

(3) 泡消火薬剤

- ・申請件数は12件で、前年度は5件でした。
- ・不合格は前年度と同様0件でした。

(4) 感知器

- ・申請件数は36件で、前年度は48件でした。

内訳

差動式スポット型感知器	10 (8) 件
定温式スポット型感知器	10 (16) 件
熱アナログ式スポット型感知器	4 (3) 件
光電式スポット型感知器	6 (10) 件
光電アナログ式スポット型感知器	4 (4) 件
光電式分離型感知器	0 (4) 件
赤外線式スポット型感知器	2 (1) 件
紫外線赤外線併用式スポット型感知器	0 (2) 件
合 計	36 (48) 件

※ () 内は、前年度の申請件数

- ・不合格は0件で、前年度は6件でした。

(5) 発信機

- ・申請件数は1件で、前年度は4件でした。

内訳

P型1級発信機	1 (4) 件
P型2級発信機	0 (0) 件
合 計	1 (4) 件

※ () 内は、前年度の申請件数

- ・不合格は前年度と同様0件でした。

(6) 中継器

- ・申請件数は9件で、前年度は11件でした。
- ・不合格は1件で、前年度は1件でした。

不良内容

周囲温度試験において、監視状態にならないもの。

(7) 受信機

- ・申請件数は15件で、前年度は15件でした。

内訳

P 型 1 級受信機	5 (4) 件
P 型 2 級受信機	4 (2) 件
R 型受信機	1 (2) 件
G 型受信機	1 (1) 件
G P 型 1 級受信機	2 (2) 件
G P 型 3 級受信機	0 (2) 件
G R 型受信機	2 (2) 件
合 計	15 (15) 件

※ () 内は、前年度の申請件数

- ・ 不合格は 1 件で、前年度は 0 件でした。
機能試験において、監視状態にならないもの。

(8) 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- ・ 申請件数は 21 件で、前年度は 5 件でした。
- ・ 不合格は 0 件で、前年度は 3 件でした。

(9) 流水検知装置

- ・ 申請件数は 3 件で、前年度は 12 件でした。
- ・ 不合格は 0 件で、前年度は 2 件でした。

(10) 一斉開放弁

- ・ 申請件数は 1 件で、前年度は 1 件でした。
- ・ 不合格は前年度と同様 0 件でした。

(11) 金属製避難はしご

- ・ 申請件数は 2 件で、前年度は 3 件でした。
- ・ 不合格は 0 件で、前年度は 1 件でした。

(12) 緩降機

- ・ 申請件数は前年度と同様 0 件でした。

(13) 住宅用防災警報器

- ・申請件数は1件で、前年度は3件でした。

内訳

定温式住宅用防災警報器	0 (1) 件
光電式住宅用防災警報器	1 (2) 件
合 計	1 (3) 件

※ () 内は前年度の申請件数

- ・不合格は前年度と同様0件でした。

2-2 型式適合検定

(1) 消火器

- ・申請個数は5,848,138個で、前年度の5,986,944個に対し2.3%減少しました。
- ・不合格はなかった。

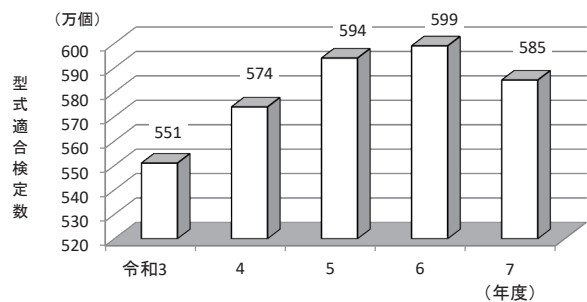


図-1 消火器の型式適合検定数の推移

(2) 消火器用消火薬剤

- ・申請個数は70,962個で、前年度の58,756個に対し20.8%増加しました。
- ・不合格は1件48個でした。

不良内容

質量検査において別表1に定める許容量±2倍を超えるもの(1件)

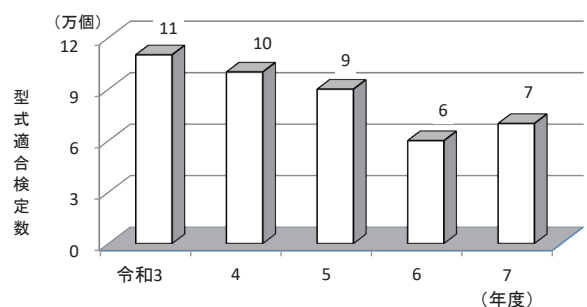


図-2 消火器用消火薬剤の型式適合検定数の推移

(3) 泡消火薬剤

- ・申請個数は1,886,990個で、前年度の1,931,660個に対し2.3%減少しました。
- ・不合格はなかった。

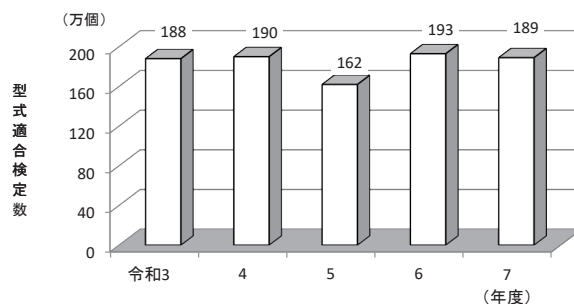


図-3 泡消火薬剤の型式適合検定数の推移

(4) 感知器

- ・申請個数は7,113,104個で、前年度の6,573,124個に対し8.2%増加しました。
- ・不合格は2件19,589個でした。

不良内容

ア 接点水高が設計値の2倍を超えるもの
(1件)

イ 防水試験において、絶縁抵抗値が1 MΩ未満のもの (1件)

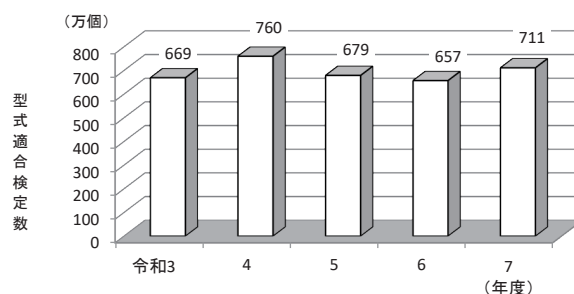


図-4 感知器の型式適合検定数の推移

(5) 発信機

- ・申請個数は305,602個で、前年度の295,247個に対し3.5%増加しました。
- ・不合格はなかった。

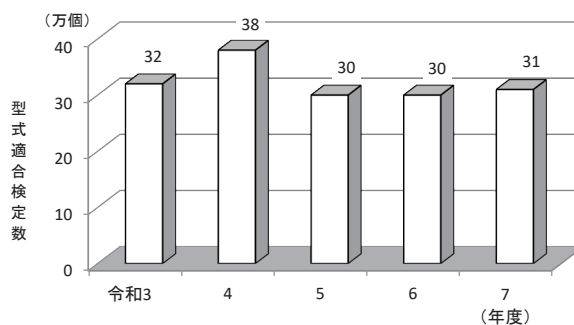


図-5 発信機の型式適合検定数の推移

(6) 中継器

- ・申請個数は537,106個で、前年度の507,246個に対し5.9%増加しました。
- ・不合格はなかった。

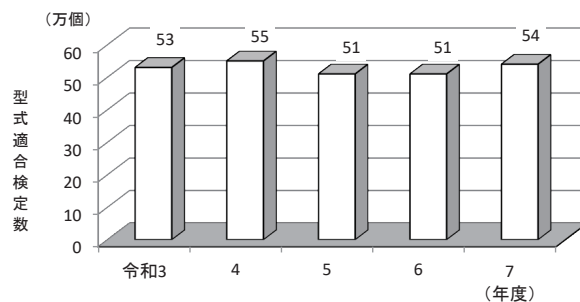


図-6 中継器の型式適合検定数の推移

(7) 受信機

- ・申請個数は574,515個で、前年度の586,971個に対し2.1%減少しました。
- ・不合格は2件73台でした。
 - ア 銘板の記載に間違いがあるもの（1件）
 - イ 発信機と通話ができないもの（1件）

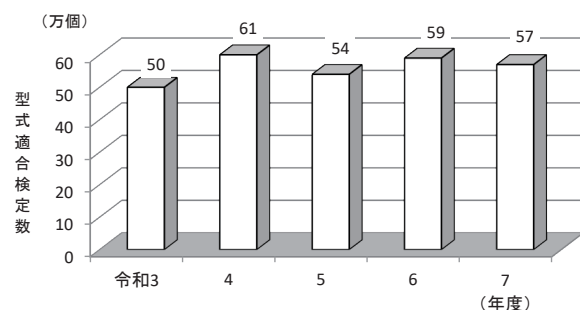


図-7 受信機の型式適合検定数の推移

(8) 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- ・申請個数は1,024,949個で、前年度の1,339,158個に対し23.5%減少しました。
- ・不合格はなかった。

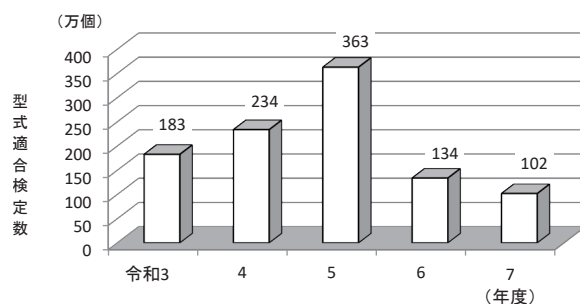


図-8 閉鎖型スプリンクラーヘッドの型式適合検定数の推移

(9) 流水検知装置

- ・申請個数は21,198個で、前年度の21,568個に対し1.7%減少しました。
- ・不合格はなかった。

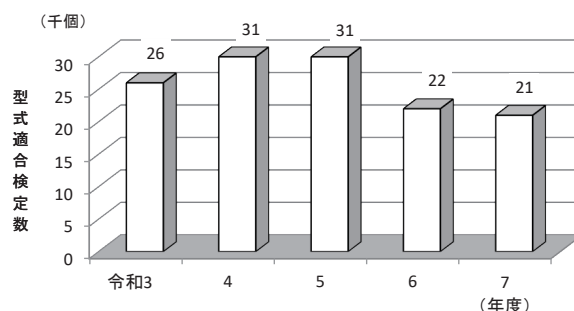


図-9 流水検知装置の型式適合検定数の推移

(10) 一斉開放弁

- ・申請個数は47,640個で、前年度の38,647個に対し23.3%増加しました。
- ・不合格はなかった。

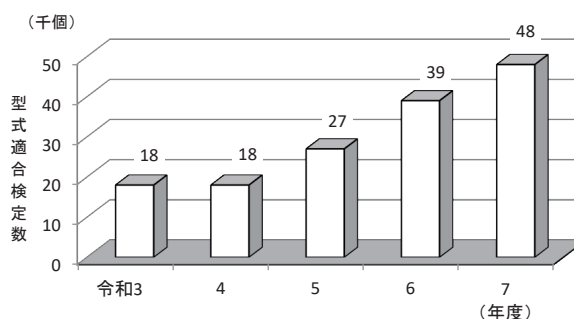


図-10 一斉開放弁の型式適合検定数の推移

(11) 金属製避難はしご

- ・申請個数は165,337個で、前年度の160,940個に対し2.7%増加した。
- ・不合格はなかった。

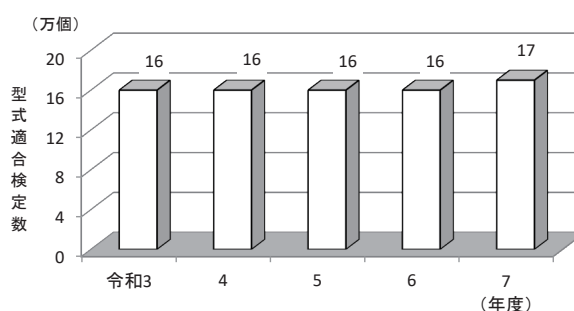


図-11 金属製避難はしごの型式適合検定数の推移

(12) 緩降機

- ・申請個数は6,263個で、前年度の6,343個に対し1.3%減少した。
- ・不合格はなかった。

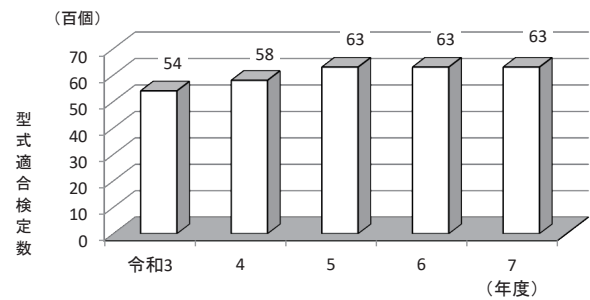


図-12 緩降機の型式適合検定数の推移

(13) 住宅用防災警報器

- ・申請個数は5,839,695個で、前年度の5,081,766個に対し14.9%増加した。
- ・不合格はなかった。

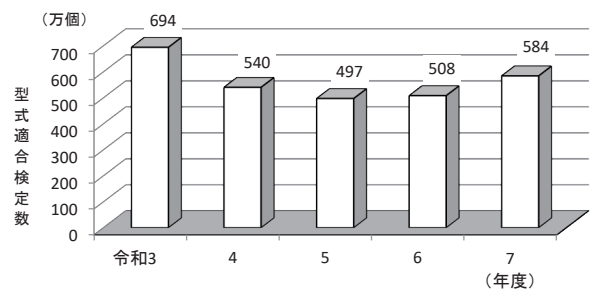
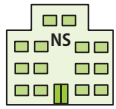


図-13 住宅用防災警報器の型式適合検定数の推移



令和8年度 予防技術講習会の開催について

企画研究部 企画研究課

日本消防検定協会では、予防業務に従事している消防職員の皆様等を対象に、予防技術に関する最新の情報等をご提供することを目的として、下記のとおり東京と大阪で予防技術講習会を開催します。

講習会では、総務省消防庁予防課から講師をお迎えし、予防行政の動向についてご講演いただく予定です。受講料は無料ですので、是非、ご参加ください。

申し込み方法等の詳細は、協賛の一般社団法人全国消防機器協会のホームページ(<https://www.nfes.or.jp>)をご確認ください。

記

東京会場	令和8年7月17日（金） 13時30分から17時00分まで	アルカディア市ヶ谷 (東京都千代田区九段北4-2-25)
大阪会場	令和8年7月10日（金） 13時30分から17時00分まで	TKPガーデンシティ大阪リバーサイドホテル (大阪府大阪市都島区中野町5-12-30)



東京会場



大阪会場

前回の講習会状況

煙感知器感度試験機について

警報設備部 感知設備課

1 はじめに

この度、光電式の感知器や住宅用防災警報器の感度試験を行う煙感知器感度試験機を更新しましたので紹介します。



図1 煙感知器感度試験機

2 煙感知器感度試験機の仕様

煙感知器感度試験機は、煙を循環させる試験箱と各種制御装置を備えた制御盤から構成されています。試験機各部の仕様は、次のとおりです。

(1) 試験箱

試験箱の中には煙を発生させる発煙装置、煙を循環させるファン、煙の濃度を測定する減光式煙濃度計等が内蔵されています。

試験箱の下部で発生した煙は、循環ファンにより前方に拡散され、整流板や整流網を通過して均一化された後、試験箱の上部に取り付けられた感知器等の試料に達します。また、保温用のヒーターを内蔵しており、箱内を一定の温度に維持することができます。内部清掃や調整のため、両端は開閉可能な構造としています。

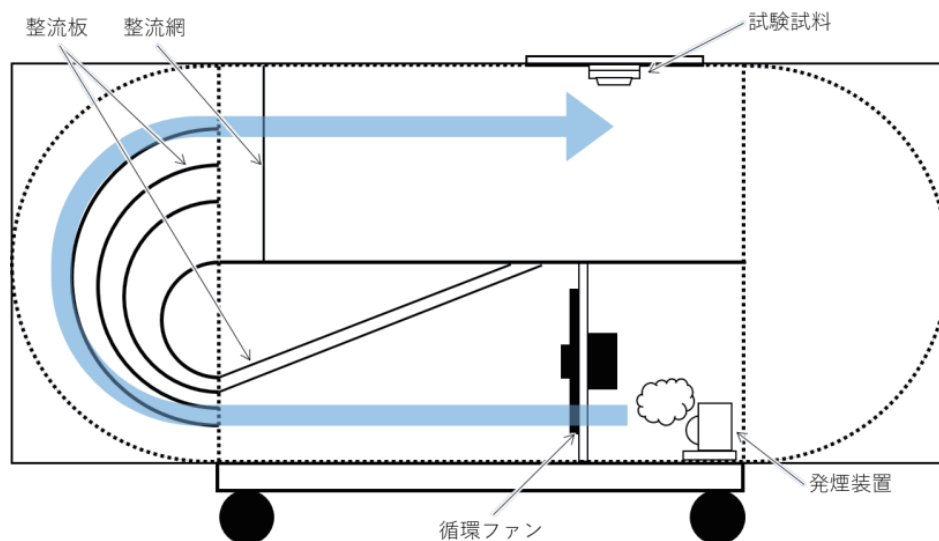


図2 試験箱内部模式図

(2) 試料取付板

感知器等の試験試料は、試験箱の上部にある開口部から試験箱内に投入します。板状の治具に試料を取り付け、開口部を蓋のように塞ぐことにより、試験箱天井面に試料が設置された状態となります。

従来は試料の形状ごとに専用の試料取付板が必要でしたが、新設計により1枚で露出型・埋込型や様々な径に1枚で対応できるようになりました。

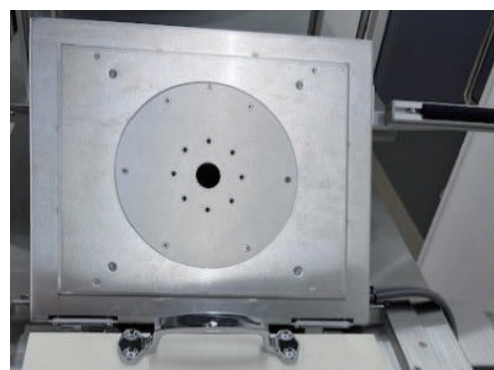


図3 試料取付板

(3) 減光式濃度計

減光式濃度計は、投光部（ランプ）と受光部（フォトダイオード）で構成され、当該濃度計は投光部から放射された光が受光部に到達すると、受光部では受光量に応じた電圧が発生します。したがって、煙が光路に入り光を遮ると受光量が減少し、受光部の出力電圧も低下するため、当該電圧の低下の程度を指標として、煙濃度を測定しています。

規格省令の試験条件は、煙濃度を1mあたりの減光率（%/m）で規定されていますが、本試験機の減光式濃度計の投光部、受光部間の距離（光路長）は50cmであるため、1mあたりの減光率に換算して試験を実施しています。

(4) 発煙装置

発煙装置は、ヒーターでろ紙を加熱し、くん焼させることにより煙を発生させます。

(5) 循環ファン

試験箱内に気流を発生させ、発煙装置で発生させた煙を循環させます。気流（風速）の制御は、インバーターにより行うことで高い精度で設定ができます。



図4 発煙装置

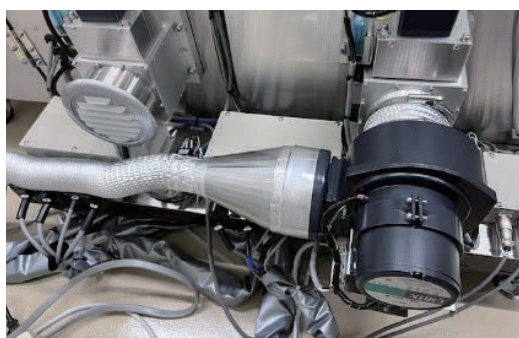


図5 排煙装置

(6) 排煙装置

感度試験終了後に排煙装置のブロワーにより試験箱内の煙を吸引し、ダクトを通して外気へ排出します。

(7) 作動時間測定装置

試験機には、試料の作動時間を自動的に測定できる装置を設けています。

試料投入時、試料取付板の棒がリミットスイッチを押すことでタイマーが開始します。試料が作動するとその信号を取り込み、タイマーを停止し、投入から作動までの時間を測定します。

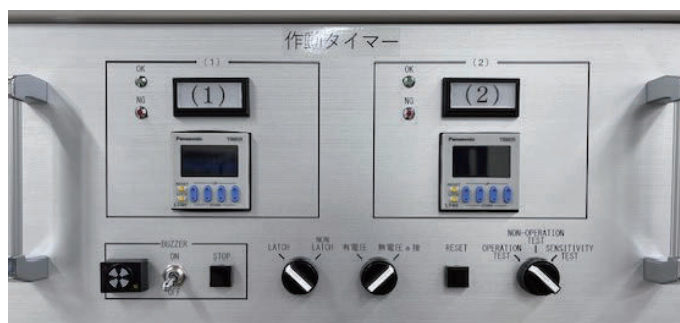


図6 作動時間測定装置

(8) 電源

ノイズによる影響を最小限に抑えるため、測定系の電源にはラインフィルタ、ノイズの発生しやすい循環ファン等のモーター部にはノイズカットトランスを設けています。

〈参考〉光電式スポット型感知器の感度試験（作動試験・不作動試験）

（「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」より抜粋）

第17条

- 1 （略）
- 2 光電式スポット型感知器の感度は、その有する種別及び公称蓄積時間に応じ、K、V、T及びtの値を次の表のように定めた場合、次に定める試験に合格するものでなければならない。

種別	K	V	T	t
1 種	5	20以上 40以下	30	5
2 種	10			
3 種	15			

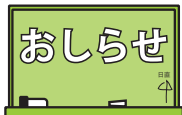
注 Kは、公称作動濃度であり、減光率で示す。この場合において、減光率は、光源を色温度2,800度の白熱電球とし、受光部を視感度に近いものとして測定する。

一 作動試験

1メートル当たりの減光率1.5Kの濃度の煙を含む風速Vセンチメートル毎秒の気流に投入したとき、非蓄積型のものにあつてはT秒以内で火災信号を発信し、蓄積型のものにあつてはT秒以内で感知した後、公称蓄積時間より5秒短い時間以上、5秒長い時間以内で火災信号を発信すること。

二 不作動試験

1メートル当たりの減光率0.5Kの濃度の煙を含む風速Vセンチメートル毎秒の気流に投入したとき、t分以内で作動しないこと。



有効期限を経過した受託評価品目

【消防用ホース】

試験番号	承認 年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
H0346CC02A	R3.3.8	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R8.3.7
H0324FC17A	R3.3.29	東京都中央区日本橋二丁目5番1号	帝国繊維株式会社	R8.3.28

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

－会議等開催状況－

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会 （令和8年5月11日）

- ・届出の対応について
- ・火災通報装置 NTTアナログ網縮退について
- ・地域社会貢献について
- ・劣化診断規程等の廃止に関するホームページ掲載について
- ・付加的機能・先進的機能を有した住宅用火災警報器等に関する情報提供について

○メンテナンス委員会

（令和8年5月19日）

- ・点検実務検討小委員会報告
パンフレットの改訂について
- ・維持運用管理手法小委員会報告
点検実務マニュアル等の改訂について
- ・その他（情報提供）
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について
消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力算定について（通知）について
サウナ施設に係る衛生主管部局と連携した安全対策の徹底について 他

○技術委員会 （令和8年5月21日）

- ・火報試験基準検討小委員会報告
軽微変更事例集について

- ・感知器の環境特性調査小委員会報告
中間報告書の作成について

- ・その他（情報提供）
外部委員会の活動について
甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する件（案）に対する意見公募について
検定業務規程及び合格証票類取扱特例規程の一部改正について
加ガス試験器EG-20生産中止について

○設備委員会 （令和8年5月28日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
建築設備計画基準及び建築設備設計基準の改訂2次案について
東消の予防事務審査・検査基準改定案に関する今後の対応について
炎感知器の設置基準、高天井感知器に関する消防庁への対応について
- ・工事基準書改訂小委員会報告
工事基準書ハンドブックの改訂について
- ・その他（情報提供）
特種消防設備点検資格者講習実施予定表
火災予防審議会人命安全対策部会小部会について
防火対象物点検資格者講習実施予定

協 会 通 信

表について

リチウムイオン電池対策の取組状況
について 他

○システム企画委員会

(令和8年5月22日)

・火報企画検討小委員会報告

火災通報装置に係る協力要請について

・その他(情報提供)

外部委員会の活動状況について
消防防災科学技術研究推進制度の令和8年度研究開発課題の募集について

○広報委員会 (令和8年5月18日)

- ・工業会広報小委員会活動状況について
- ・住警器交換推進小委員会活動状況について
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・第122回全国消防長会予防委員会について
- ・令和8年度住宅防火対策推進協議会行事について
- ・付加的機能・先進的機能を有した住宅用火災警報器等に関する情報提供について
- ・その他
住宅火災の状況(問い合わせ等)について

◆(一社)日本消火器工業会◆

○第1回技術委員会(令和8年5月8日)

- ・消火器の技術的事項に関する検討(仮称)
- ・その他

○第2回 企業委員会

(令和8年5月13日)

- ・検定等申請・回収状況
- ・機器協会事務局長会議報告
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告
 - ①2025帳簿統括表報告状況
 - ②期限切れシール交換について
 - ③回収品目の整理について
- ・その他
 - ①リサイクルシステム対象品追加について

○第2回理事・総務合同会議

(令和8年5月18日)

審議事項

- ・副会長、常任理事選任の件
- ・令和8年度消防長官表彰推薦会社選定の件

◆(一社)日本消火装置工業会◆

○第465回「技術委員会」

(令和8年5月8日 日本消火装置工業会)

- ・第一部会、第二部会及び第三部会活動

協 会 通 信

協 会 通 信

報告について

- ・ 建築設備計画基準・建築設備設計基準（令和6年版）改定意見について
- ・ CLT建築実証支援事業における「検討委員会」への委員派遣について
- ・ その他

○第244回「第一部技術分科会」

（令和8年5月22日 日本消火装置工業会）

- ・ ハウジング継手について
- ・ R07年度活動報告案について
- ・ 合同委員会について
- ・ その他

○第242回「第二部技術分科会」

（令和8年5月21日 日本消火装置工業会）

- ・ 消防法施行規則改正説明リーフレットについて
- ・ 水質汚濁防止法の適用につて
- ・ 薬剤リストの項目について
- ・ その他

○第223回「第三部技術分科会」

（令和8年5月19日 日本消火装置工業会）

- ・ ガス消火設備の法令・基準等見直し検討について
- ・ その他

◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

○大型技術委員会

（令和8年5月15日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・ 2026年度委員体制について
- ・ 第104回全国消防長会技術委員会の報告について
- ・ 品質評価細則見直しについて
- ・ 補助規格の見直しについて
- ・ その他

○大型技術委員会・検定協会合同会議

（令和8年5月15日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・ 今後の品質評価細則見直しについて
- ・ その他

○総務委員会

（令和8年5月25日 明治記念館 竹の間）

- ・ 事務局長会議等報告について
- ・ その他

協 会 通 信

検定協会だより 令和8年6月

人事異動

◆日本消防検定協会◆

○令和8年6月1日付

(氏名)

(新)

(旧)

【配置換え】

山本 南希

総務部付
消防庁 特別研修員
主任検定員

警報設備部 感知設備課
主任検定員

佐藤大治郎

警報設備部 感知設備課
主任検定員

消火・消防設備部 消火設備課
主任検定員

石川 大樹

消火・消防設備部 消火設備課
主任検定員

総務部付
消防庁 特別研修員
主任検定員

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
泡消火薬剤	泡第 2026～6号	株式会社 岩崎製作所	たん白泡 3% (－10℃～＋30℃)	R8.4.3
小型消火器	消第 2026～5号	株式会社 初田製作所	粉末 (ABC) 3.0kg (蓄圧式、アルミニウム製)	R8.4.17
	消第 2026～6号	株式会社 初田製作所	粉末 (ABC) 1.0kg (蓄圧式、アルミニウム製)	R8.4.17
	消第 2026～7号	株式会社 初田製作所	粉末 (ABC) 1.2kg (蓄圧式、アルミニウム製)	R8.4.17
	消第 2026～8号	株式会社 初田製作所	粉末 (ABC) 2.0kg (蓄圧式、アルミニウム製)	R8.4.17

型式変更承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
定温式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2023～27～1号	能美防災株式会社	特種 (12V、70mA)・公称作動温度65℃、防水型、普通型、再用型	R8.4.13
	感第 2023～28～1号	能美防災株式会社	特種 (12V、70mA)・公称作動温度65℃、防水型、普通型、再用型	R8.4.13
差動式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2023～29～1号	能美防災株式会社	2種 (12V、70mA)、非防水型、普通型、再用型	R8.4.13
	感第 2023～30～1号	能美防災株式会社	2種 (12V、70mA)、非防水型、普通型、再用型	R8.4.13
光電式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2023～39～1号	能美防災株式会社	2種 (12V、70mA)・非蓄積型、非防水型、普通型、再用型、散乱光式	R8.4.13
光電式住宅用防災 警報器	住警第 2025～1～1号	矢崎エナジーシステム 株式会社	外部電源方式、2種 (AC100V、55mA)、自動試験機能付	R8.4.3
P型2級受信機 (蓄積式)	受第 21～1～2号	セコム株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積時間60秒	R8.4.15
P型1級受信機 (蓄積式及び自動試験 機能付)	受第 2023～3～1号	ホーチキ株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積時間50秒	R8.4.16

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
消防用ホース	H0325FA07A	帝国繊維株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称65（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）	R8.4.9
結合金具に接続する 消防用接続器具	品評接第 2026～1号	株式会社 大東製作所	媒介金具（受け口・差込式・呼称65）（差し口・差込式・呼称65）	R8.4.20
	品評接第 2026～2号	株式会社 大東製作所	媒介金具（受け口・差込式・呼称65）（差し口・差込式・呼称65）	R8.4.20
	品評接第 2026～3号	株式会社 大東製作所	媒介金具（受け口・差込式・呼称40）（差し口・差込式・呼称40）	R8.4.20
消防用ホース	H0125EA02A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称50（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）	R8.4.24
	H0125FA02A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称65（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）	R8.4.24
	H0125GA01A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称75（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）	R8.4.21
	H0126GA02A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称75（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）	R8.4.21

認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
屋内消火栓設備の屋内 消火栓等・2号消 火栓	認評栓第 2026～4号	株式会社 立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称25（補助散水栓併用）	R8.4.9
	認評栓第 2026～5号	株式会社 立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称25（補助散水栓併用）	R8.4.9
屋内消火栓設備の屋内 消火栓等・広範囲 型2号消火栓	認評栓第 2026～6号	株式会社 立売堀製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称25	R8.4.9

特定機器評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
特定初期拡大抑制機 器	特評第289号	ニッタン株式会社	特定駐車場用泡消火設備 装置（希釈容量濃度3%） 泡消火薬剤混合	R8.4.13

検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	17	3,318	83.7	102.2
	小型	0	0	53	508,658	110.3	109.0
消火器用消火薬剤	大型用	0		2	171	108.2	82.7
	小型用			11	5,407	96.1	83.9
泡消火薬剤		0		20	104,840	74.8	65.8
感知器	差動式スポット型	0	0	28	155,232	75.0	69.6
	差動式分布型	0	0	11	5,568	150.5	110.1
	補償式スポット型	0	0	0	0	-	-
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	-
	定温式スポット型	0	0	30	91,685	98.1	86.7
	熱アナログ式スポット型	0	0	7	4,699	79.0	63.3
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	-	-
	光電式スポット型	0	0	38	98,251	161.5	98.9
	光電アナログ式スポット型	0	0	18	39,490	122.2	95.6
	光電式分離型	0	0	6	185	198.9	82.3
	光電アナログ式分離型	0	0	1	4	皆増	5.6
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	-	-
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	0	1	100	243.9	24.9
	赤外線式スポット型	0	0	10	1,064	177.6	62.5
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	-	皆増
	炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-
発信機	P型1級	0	0	8	13,584	73.6	80.3
	P型2級	0	0	5	3,424	72.5	84.5
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		0	0	81	39,661	126.2	98.2
受信機	P型1級	0	0	48	2,653	121.1	101.0
	P型2級	0	0	13	3,618	222.4	214.4
	P型3級	0	0	0	0	-	皆減
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	7	167	110.6	118.4
	G型	0	0	5	12	300.0	360.0
	GP型1級	0	0	8	11	100.0	84.0
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	8	47,638	115.7	116.5
	GR型	0	0	18	213	102.9	119.3
閉鎖型スプリンクラーヘッド		5	0	29	93,639	137.4	144.8
流水検知装置		0	0	32	1,670	90.8	101.9
一斉開放弁		0	0	24	3,956	120.4	138.4
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	2	54	108.0	108.0
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	19	9,029	76.1	72.4
緩降機		0	0	4	620	91.7	82.6
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	12	69,830	93.2	86.2
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	19	350,500	107.9	117.0
合計		5	0	595	1,658,951	103.6	97.3

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価 申請件数	性能評価変更 申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	－	－
音響装置	0	0	0	1	10	100.0	100.0
予備電源	0	0	0	3	21,858	145.5	139.7
外部試験器	0	0	0	2	55	39.3	77.1
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	0	2	948	136.6
	受信装置等	0	0	0	0	－	－
光警報装置		0	0	1	100	皆増	62.5
	光警報制御装置	0	0	0	0	皆減	皆減
屋外警報装置		0	0	0	0	－	－
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	－	－
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	1	1,300	19.7	756.8
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	5	408,000	80.8	94.3
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	4	2,500	192.3	135.6
消火設備用消火薬剤	0	0	0	6	73,184	59.9	67.1
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	－	－
	構成部品	0	0	0	0	－	－
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	1	0	47	65	94.2	75.8
	可搬消防ポンプ	0	0	6	513	219.2	154.5
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	1	170	85.0	96.5
	呼称65以下のもの	0	0	1	30	150.0	333.3
消防用ホース	平 40を超えるもの	0	0	2	10,042	29.4	49.1
	平 40以下のもの	0	0	1	26,840	76.7	76.7
	濡れ	0	0	0	0	－	－
	保形	0	0	1	2,000	25.0	29.4
	大容量泡放水砲用	0	0	2	0	－	－
消防用結合金具	差込式	0	0	3	114,420	101.4	94.6
	ねじ式	0	0	3	18,476	147.0	97.3
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	－	－
	同一形状	0	0	2	500	99.6	120.2
漏電火災警報器	変流器	0	0	8	3,965	98.9	86.5
	受信機	0	0	8	2,319	106.1	91.6
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	1	38,980	90.7	90.6
特殊消防ポンプ自動車	2		0	18	18	94.7	71.1
特殊消防自動車				5	5	83.3	57.1
可搬消防ポンプ積載車	0		0	1	1	皆増	皆増
ホースレイヤー	0	0	0	0	0	－	333.3
消防用積載はしご	0	0	0	8	120	85.7	100.0
消防用接続器具	0	0	4	14	3,367	62.9	53.0
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
外部試験器の校正				7	34	100.0	155.8
オーバーホール等整備				5	5	55.6	46.2

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

受託評価等依頼一覧表

認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
地区音響装置		0	0	1	21	30,523	100.1	103.7
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	0	43	6,979	126.7	130.3
	放送設備	1	0	7	59	49,398	94.6	92.4
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	－	－
構成部品		0	0	0	0	0	－	－
総合操作盤		0	0	0	0	0	－	－
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	4	0	0	10	1,132	42.2	64.9
	2号消火栓	0	0	0	10	734	47.7	61.5
	広範囲型2号消火栓	0	0	1	8	695	82.7	103.1
	補助散水栓	0	0	0	0	0	－	－
	ノズル	0	0	0	27	11,199	108.7	91.9
認定評価業務		装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
屋内消火栓等		0		0	14	97,160	271.7	95.8
認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
特定駐車場用泡消火設備		0	0	12	6	6,610	661.0	172.7
認定評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価		
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)		0						
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置			2	0	0	11	11	122.2
								143.8
特定機器評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価		
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)
特定消防機器等		0	0	0	0	10	8,539	56.8
								69.1
受託試験及びその他の評価		依頼件数				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)
受託試験(契約等)		0						
受託試験(その他の契約等)						0	0	皆減
評価依頼(基準の特例等)		0						20.0

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

5月下旬になり、新生活の疲れもそろそろ出てくるころです。

総務省消防庁では今年も熱中症による救急搬送人員の調査を始めました。それによると、5月1日から10日までの速報値（筆者合算）では、救急搬送人数は556人、うち65歳以上の高齢者が325人とのことです。発生場所では住居139人、公衆（屋外）87人、道路133人でした。昨年同時期の総数は415人（うち65歳以上は226人）、発生場所別の人数は住居105人、道路86人でした。増加していますね。

気象庁の向こう3ヶ月の天候の見通しでは、気温は高い見込みで、降水量は平年並みとのことです。

エルニーニョ現象が発生する可能性が高いとの報道もありますが、今年もこれから暑くなるのかな。少雨が続けているので、ダムの貯水率も気になります。

筆者の自宅でもエアコンのフィルターの掃除と試運転を行いました。ちゃんと動くようですが、今年の夏は乗り越えられるのでしょうか。

熱中症は建物の中でも発症しますので、暑さに慣れたと感じても皆様お気をつけください。

さて、今月号の本誌巻頭のことばは、静岡市消防局長の成澤央久様にご寄稿いただきました。誠にありがとうございました。

7月号では、さいたま市消防局長の和田浩司様に巻頭のことばをいただく予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

- (1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

- (2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）
E-mail kikaku@jfeii.or.jp

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル4階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館11階
TEL 03-5962-8901(代) FAX 03-5962-8905

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

